

# 生徒会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は大府西中学校生徒会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は自律的精神に基づく活動を通じ、学校ならびに地域社会と協力して、会員の資質を向上し、あわせてその福祉を増進するとともに、生徒がすすんで学校行事に参加するよう努力することをもって目的とする。

## 第3章 会

第3条 本会会員は大府西中学校生徒とする。

## 第4章 役員

第4条 本会の役員は会長1名、副会長(会計を兼ねる)1名、書記4名とする。

第5条 役員は全会員の参加し得る無記名投票により決定する。

第6条 役員任期は前期(4月～9月)、後期(10月～3月)とする。選挙は役員任期が終わる日の前、30日以内に行う。

第7条 役員は執行委員となり、生徒会執行委員会を構成し、議案の作成、議会運営、その他重要な自治活動の企画をする。この場合執行委員が必要と認めるときには、関係議員や委員長の出席を求めることができる。

第8条 会長は生徒会を代表し、執行委員として議案を議会に提出するとともに、議会で決定した事項の実施にあたる。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長がその資格を失ったときは副会長が会長となる。

第10条 書記は生徒議会の議事録を作成し、生徒会活動の各種の記録をとり、その保管にあたる。

第11条 全会員の3分の2以上の要求がある場合は3週間以内に役員改選をしなければならない

## 第5章 議会

第12条 議会は本会の目的を達成するために必要な規則を決定することができる。

第13条 議会は各学級より選出された議員男女各1名でこれを組織する。

第14条 議員任期は前期(4月～9月)、後期(1・2年生:10月～3月、3年生:10月～2月)とする。

第15条 議会は原則として月1回以上開く。

第16条 執行委員会は臨時会議の召集を決定することができる。総議員の4分の1以上の要求があれば執行委員会は直ちに臨時議会を召集しなければならない。

第17条 議会は総議員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。議事はこの会則で定める場合を除いて出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第18条 議会は議長その他の委員を選任する。

## 第6章 会計

第19条 本会の運営に必要な経費は全会員よりこれを徴収する。

第20条 執行委員会は年間の予算を作成し、議会に提出してその審議を受け議決を経なければならない。

## 第7章 委員会

第21条 本会の目的達成を円滑にするため委員会をおく。委員会の種類、構成および任務については規則で別にこれを定める。

第22条 委員会は年間の活動計画を作成し、議会に提出してその審議を受け議決を経なければならない。

## 第8章 顧問

第23条 本会には顧問の先生をおく。顧問の先生は本会の活動に対して助言指導を行う。

## 第9章 最高決定権

第24条 生徒会のいかなる問題に対しても最高決定権は、校長先生にある。

## 第10章 改正

第25条 本会則の改正は、総議員の3分の2以上の賛成で議会在がこれを承認する。

## 第11章 附則

### 委員会規定

- ・ 委員会は顧問の先生出席のもとに開かれるほか、臨時に開くことができる。
- ・ 各委員会には委員長、副委員長を設ける。委員長、副委員長の選出は委員の互選による。
- ・ 委員会の構成と任務は次のとおりである。
  - 公民委員会  
よい校風づくり、風紀向上改善のための活動を行う。
  - 福祉委員会  
各種募金、ボランティアへの呼びかけを行う。
  - 保健委員会  
学校保健、衛生に関する活動を行う。
  - 図書委員会  
図書館の運営、図書の貸し出し、保管等を行う。
  - 放送委員会  
学校放送の企画や運営を行う。
  - ベルマーク委員会  
ベルマークの収集やリサイクルの推進活動を行う。
  - 学年委員会  
各学年行事の企画や運営を行う。
  - 緑化委員会  
校内の花壇や中庭の管理を行う。
  - 美化委員会  
学校内の環境整備に関する活動を行う。
  - 給食委員会  
学校給食に関する活動の企画や運営を行う。
  - 運動委員会  
運動施設、器具の管理や整備を行う。